

第1章

文京区の概況と 取り巻く状況



- 1-2 ひとの動向
- 1-3 まちづくりの成果と今後の課題
- 1-4 東京における文京区の位置づけ・役割
- 1-5 まちを取り巻く新たな潮流
- 1-6 見直しの視点





1-1 文京区の概況

(1) 立地と地形

① 立地

- 文京区は、東京都の区部(23区)の中心地近くに位置し、その面積は11.29k ㎡で、東京23区の1.8%を占めています。
- 千代田区、新宿区、豊島区、北区、荒川区、台東区と接しており、都心や副都心(池袋、上野・浅草、新宿)が距離的に近いだけでなく、地下鉄駅が区内に高密度に配置されていることから、東京駅、池袋駅、新宿駅等のターミナル駅へのアクセス*が良好な点が特徴となっています。

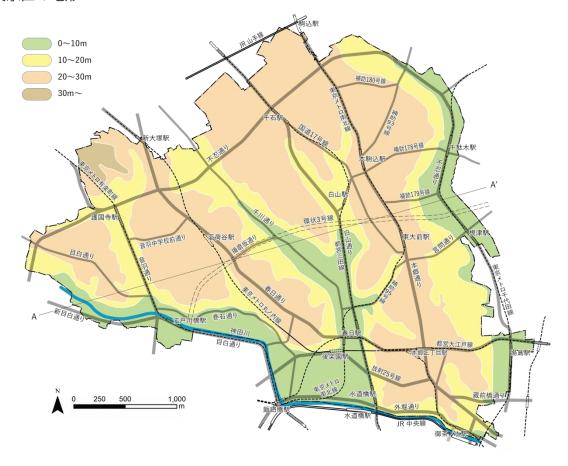
■文京区の位置

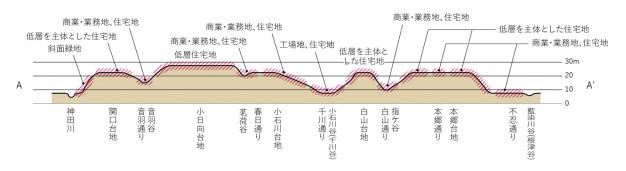


2 地形

- 文京区は、武蔵野台地の東端部に位置し、海抜高度 20~24mほどの台地部分と 10m以下の 低地部分からなっています。
- 台地部分は、河川の浸食により、大きく5つの舌状台地(関口台、小日向台、小石川台、白山台、本郷台)に分かれ、それらを縫うように神田川沿いや、暗渠となった千川・藍染川等の跡が谷底低地となっており、台地と低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形が特徴です。

■文京区の地形





(2) 文京区の都市形成の歴史

1 江戸期

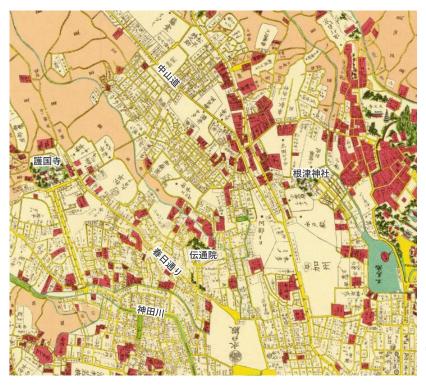
【土地利用】

- 江戸時代、文京区は、江戸城外郭の隣接地として市街地の開発整備が進められました。文京 区は、丘と谷が交差し、比較的水利に恵まれていたことから、明暦の大火(1657 年)後は、 加賀藩前田家上屋敷や水戸藩上屋敷等、名園を有する大名屋敷が台地から崖線*部に多く置か れるようになりました。
- また、根津神社や伝通院をはじめとする多くの神社仏閣が根津・千駄木・本駒込一帯や小石 川周辺等に集積し、その地域周辺では門前町が形成されました。さらに、中山道(現・本郷 通り〜国道 17 号)や日光御成道(現・本郷通り)の街道筋には町屋が集積し、商業活動が活 発に行われていました。

【道路・交通】

- 文京区の主要道路の多くは、江戸時代、もしくはそれ以前に起源を持っています。本郷通りは、現在の東京大学農学部前で西側は中山道に分岐し、この地点が駒込追分と呼ばれていました。中山道は、駒込追分から現在の国道 17 号に当たり、白山、巣鴨、板橋宿へと続いていました。春日通りも江戸時代から残る道で、沿道には伝通院などの古刹や屋敷地が並び、その間に町屋が点在していました。また、音羽通りは、江戸幕府が将軍の護国寺参詣のために整備され、紙漉きの盛んな地として知られていました。
- また、細々とした町割りがなされた斜面には新しく坂道がつけられ、生活に密着した坂には ひとつひとつ名前が付けられるなど、まちのランドマーク*となりました。

■江戸期の文京区(安政6(1859)年)



出典:安政江戸圖(国際日本文化研究 センター所蔵)に加筆

2 明治期~大正期

【土地利用】

- 明治になると、台地の大きな敷地は大学や公園用地、公共用地、軍用地などとして活用されるようになりました。特に教育施設が多く集積すると、その周辺には学者や文学人、学生などが多く居住するようになり、山の手の屋敷町として発展しました。
- その後、第一次世界大戦を迎えると、東京を中心とした急激な人口増加に合わせて、多くの 旧武家地での宅地化が進みました。また、東京大学を中心に書籍や雑誌の需要が多かったこ とから、印刷・製本業や医療機器製造の密集地域となったほか、本郷には旅館や下宿屋など が軒を並べるようになり、森鴎外や夏目漱石、樋口一葉を始めとする文人たちも数多く暮ら していました。
- 大正 12 年の関東大震災では、湯島や本郷、後楽が焼失しましたが、区の多くの範囲は焼失を免れました。

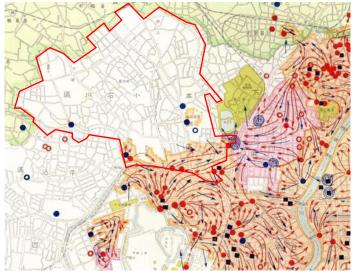
【道路・交通】

○ 明治期から大正期にかけて行われた市区改正では、本郷通りや旧白山通り、春日通りがそれ ぞれ拡幅されたほか、新たに白山通り、不忍通り、外堀通りが幹線道路として整備され、道 路上に路面電車(市電)が次々と開通し、人々の行動圏を大きく広げ、暮らしや都市のあり 方にも大きく影響を与えました。

【公園・庭園】

- 明治22年に東京市区改正審議会が立案した公園計画に基づいて、明治24年に区内初の公園と して白山公園と湯島公園が整備され、その後、大正時代には新たな公園の造成が進みました。
- 大正 12 年に発生した関東大震災の復興計画では、帝都復興の一環として「東京都市計画公園」の設置が計画され、小学校の校庭に隣接する復興小公園 52 園のうち、区内では新花公園と元町公園が整備されました。
- また、関東大震災をきっかけに地域の防災を目的とした公園の寄付が相次ぎ、区内では須藤 公園と六義園が東京市に寄付されました。

■関東大震災焼失区域



出典:帝都復興事業図表 東京市編纂 東京市 1930 年3月 (東京都立中央図書館所蔵)に加筆

③ 昭和初期~戦後

【土地利用】

- 太平洋戦争では、区内の大半が焼失しましたが、千駄木の一部から根津、弥生、西片、本郷にかけての一帯や目白台等は戦災を免れており、当時の町割りが残り続けました。
- 江戸期に水戸藩の上屋敷があった後楽園は、明治維新後、東京砲兵工廠として陸軍省が所管 していましたが、小倉への移転を機に、この地が球場建設地の候補として注目され、昭和 12 年に後楽園球場が竣工しました。

【道路・交通】

- 昭和に入ると、区内のほぼ全域に路面電車が開通したことにより急速に市街化が進みました。 かつて存在した複数の河川は、神田川を除いて全て暗渠化され、その上部空間は道路や路面 電車の路線として利用されるようになりました。
- 昭和 39 年の東京オリンピックにあわせて、都内では関連街路の拡幅や首都高速道路の整備が 進められ、文京区内では外堀通りが拡張されました。さらに、昭和 44 年には首都高速 5 号線 が西神田と池袋の間で開通し、区内の幹線道路である春日通りの拡幅工事が進められ、沿道 には鉄筋コンクリート造の高層建築が立ち並ぶようになりました。
- 鉄道網については、昭和42年から文京区内の都電の廃止が進み、昭和46年には姿を消しましたが、それと並行するように地下鉄の建設が進められました。なかでも戦後初めて建設された丸ノ内線は、茗荷谷―後楽園間などはオープンカット*で建設された専用の軌道敷を走る区間が多く、結果として文京区の地上の景観に大きな変化をもたらすことになりました。

【公園・庭園】

- 昭和 22 年の児童福祉法の制定をきっかけとして子どもの人権意識が高まる中で、子どもの遊び場の設置を要望する声を受けて、昭和 24 年から児童遊園の造成に着手しました。
- 高度経済成長による財政規模の拡大によって公園整備の予算も拡大し、昭和 40 年~50 年の 10 年間で区内の公園と児童遊園の数は倍増しました。

■後楽園周辺航空写真



出典:1961~1969年航空写真(国土地理院)

4 昭和末期~平成

【土地利用】

- 昭和末期から平成にかけては、区南部や主要幹線道路において、業務・商業機能を中心とした土地の高度利用が図られ、マンション建設等住宅の高層化が進みました。
- 都心地域では、昭和62(1987)年に解体された後楽園スタヂアムの後継施設として翌年の昭和63(1988)年、日本初の「全天候型多目的スタヂアム」である東京ドームが完成。平成12(2000)年には東京ドームホテルが完成し、水道橋エリア一帯は「東京ドームシティ」と呼ばれるようになりました。

【道路・交通】

- 平成8 (1996) 年に四谷―駒込間で南北線が開業、平成12 (2000) 年には都営大江戸線の環 状部が開業しました。
- 平成 19(2007)年には、従前の交通機関を補完するかたちでコミュニティバス*「B―ぐる」が開通し、さらに区内の交通網の発展に寄与しました。

【公園・庭園】

- 昭和49(1974)年のオイルショックを発端とする経済の低成長化に伴い、様々な公園整備の制約の下で、量よりも質を重視する形で公園の整備が行われました。
- また、子どもを主な利用者層として公園が整備されてきましたが、利用者層の多様化によって新たな公園像が求められるようになりました。
- 地価の高騰により公園用地の確保が難しくなったことを背景として、街角のデッドスペース を活用したポケットパーク*が整備されるようになりました。

■白山下から白山上に向かう「B―ぐる」



出典:文京区「写真で綴る「文の京」歴史と文化のまち」

■南北線開業



出典:文京区「写真で綴る「文の京」歴史と文化のまち」

(3) 文京区の文化

① 地域のシンボルとなっている様々な歴史的建造物

○ 文京区は、六義園や小石川後楽園など、日本でも有数の大名庭園をはじめ、東京大学の赤門として親しまれている旧加賀屋敷御守殿門や護国寺、吉祥寺、根津神社、湯島天満宮等の神社仏閣など、文化財にも指定された歴史的建造物が数多く存在しており、地域のシンボル的存在となっています。

2 江戸に起源をもつ文教のまち

- 江戸時代に区内の大半を占めていた武家屋敷は、明治時代に入り大学などの敷地や軍用に転用され、現在では文京区内に教育機関等が多く立地しています。
- 湯島聖堂は、孔子廟として元禄 3(1690)年、徳川五代将軍綱吉により創立され、のちの徳川 十一代将軍家斉の時代には、幕府直轄学校として「昌平坂学問所」が開設され、明治時代に なっても学術・文化の中心として引き継がれていきました。
- これら良好な教育環境や近代教育発祥の地としての栄誉は、居住者を惹きつけるほか、「全国藩校サミット」などその歴史を次世代へと受け継ぐイベントの開催、多くの大学による生涯学習への貢献など、区民の教育・学習への高い関心につながっています。

3 多くの文人が暮らしたまち

○ 森鴎外や夏目漱石、樋口一葉、石川啄木、坪内逍遥など数多くの文人たちが暮らし、文京区内を舞台にした作品が多く生まれており、それらの地域は、閑静な住宅地として現在に引き継がれ、区民にとっての愛着や誇りとなっているほか、ゆかりの地をめぐるなど、区外からの来訪者を惹きつける資源にもなっています。

4 暮らしを豊かにする施設や地域のまつり

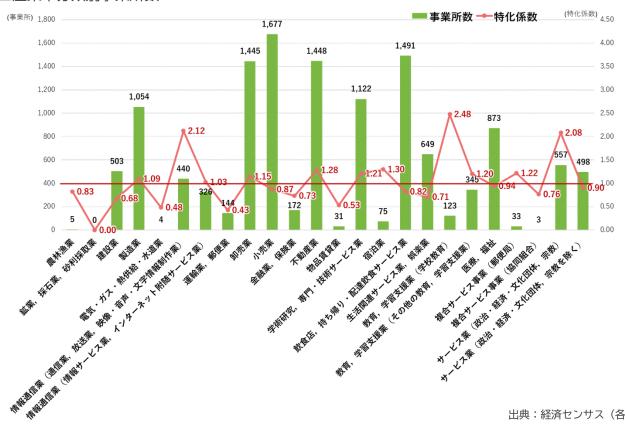
- 区内には、能やかるた、折り紙などの伝統文化や、野球やサッカー、柔道などのスポーツ に関する団体や施設が多くあります。東京ドームやホール、その他施設で、コンサートや 演劇、スポーツ試合等が開催され、区民に伝統文化や芸術、スポーツに触れる機会を多く しており、それを目的に訪れる人も多くいます。
- さらに、神社の祭礼や花の五大まつり*、朝顔・ほおずき市など、年間を通じ地域の行事も 多く開催されており、これらは町会をはじめ地域がつながりを深めるきっかけにもなって います。

(4) 文京区の産業

産業構造 1

- 文京区の産業構造を見ると、産業別事業所数では、「小売業」が全体の約 13%と最も多く、 次いで「飲食店等」、「不動産業」、「卸売業」と続きますが、23 区の平均的な産業別構成 比と文京区の産業別構成比を比較してみると(特化係数)、文京区は、「教育、学習支援業」 や「情報通信業」が高く、学校をはじめとした教育関連施設、IT 系企業等が多いのが特徴と いえます。
- また、製造業の事業所数は、1,054件のうち約半数が印刷・同関連業となっていますが、近年、 その事業所数は減少傾向にあります。

■産業中分類別事業所数



出典:経済センサス(各年)

■製造業の中分類



出典:平成28年経済センサス

■印刷・同関連業の事業所数の推移

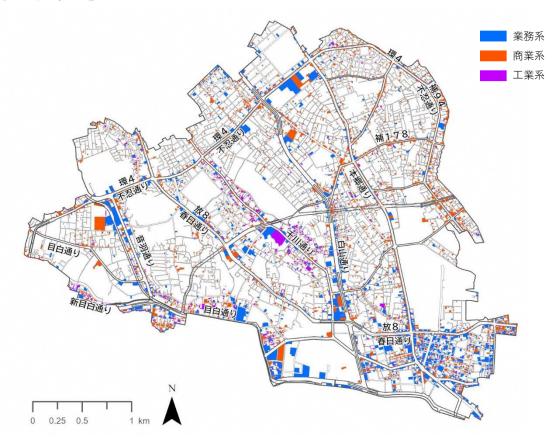


出典:経済センサス(各年)

2 土地利用から見る産業の特性

○ 現況の土地利用から産業立地の特性をみると、都心地域を中心に業務系用途の集積が見られます。商業系用途については、駅周辺や幹線道路沿道に集積しているのが特徴です。また、小石川や白山周辺の準工業地域*は、工場系用途の集積がみられます。

■土地利用上の産業立地



出典:令和3年東京都土地利用現況調査

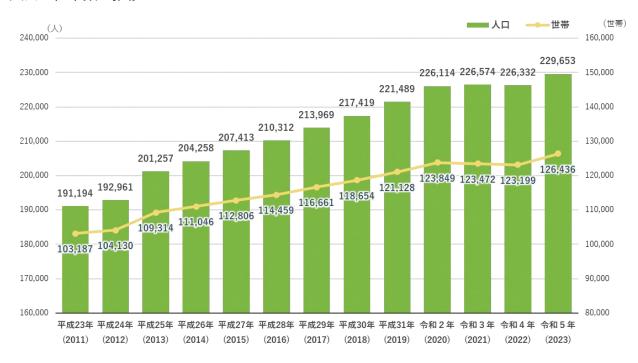
1-2 ひとの動向

(1) 文京区に住む人

① 総人口・総世帯数

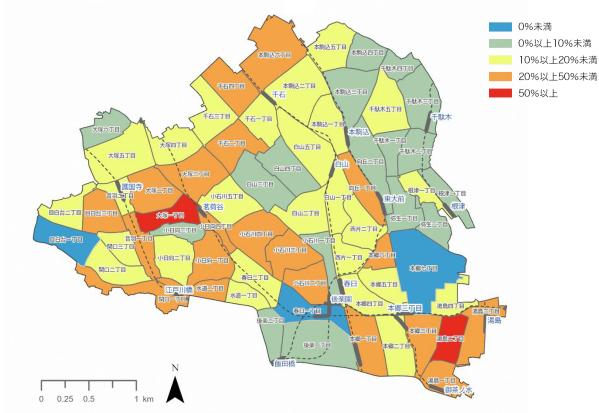
- 文京区の令和5(2023)年現在の総人口は、229,653人で、前回都市マスタープランが改定された平成23(2011)年の191,194人に比べて約3万8千人増加し、約1.2倍になっています。
- 世帯数は、126,436 世帯で、平成23(2011)年の103,187世帯に比べて約2万3千世帯増加し、約1.2倍になっています。
- 町丁目別の人口特性をみると、この 10 年間で5章の地域別の方針で区分する都心地域や山の手地域東部および西部を中心に鉄道駅に近い地区で人口増加が特に多く見られます。

■人口・世帯数の推移



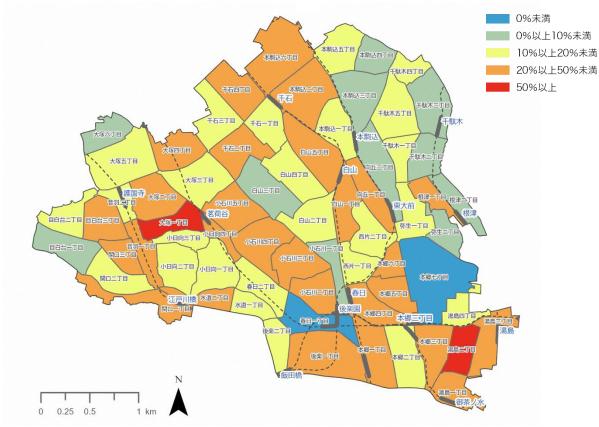
出典:住民基本台帳(各年、1月1日現在)

■町丁目別総人口の増減(平成22年から令和2年)



出典:国勢調査(平成22年、令和2年)

■町丁目別総世帯数の増減(平成22年から令和2年)

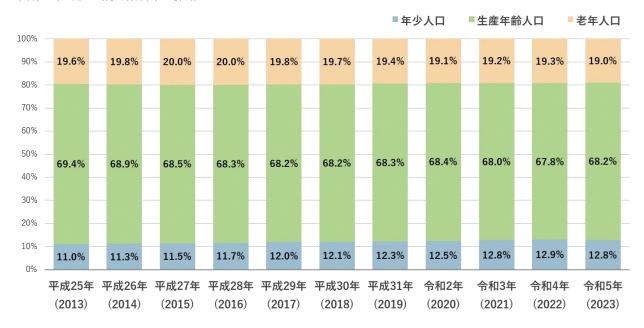


出典:国勢調査(平成22年、令和2年)

2 年齢別人口

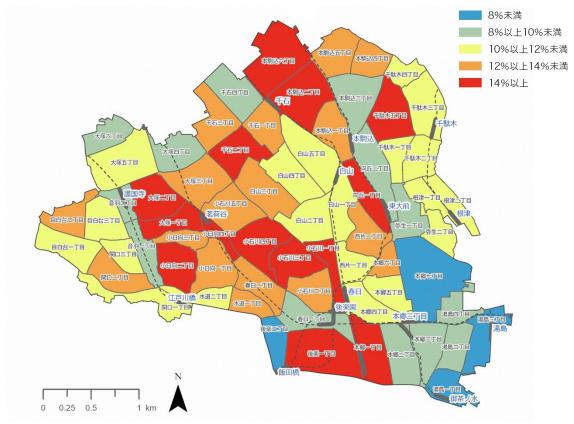
- 年齢別の人口比率を見ると、年少人口(15歳未満)の割合が緩やかに増加している一方で、 老年人口(65歳以上)は平成28(2016)年度の20.0%をピークに割合が減少していましたが 令和3(2021)年以降は、横ばいとなっています。
- 年齢別人口比率を町丁目でみると、人口増加が多かった本郷一丁目や小石川、本駒込二、六丁目等を中心に年少人口の割合も高くなっている一方、人口増減が少なかった千駄木、根津、弥生、本駒込三~四丁目、小日向等は老年人口の割合が特に高くなっています。

■年齢3区分の構成割合の推移



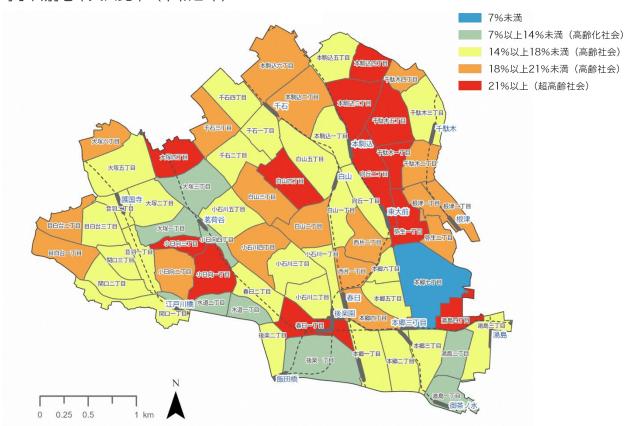
出典:住民基本台帳(各年、1月1日現在)

■町丁目別年少人口比率(令和2年)



出典:国勢調査(令和2年)

■町丁目別老年人口比率(令和2年)



出典:国勢調査(令和2年)

(2) 人の動き

1 社会増減*

○ 令和3 (2021) 年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により転出者が転入者を上回る 社会減となったものの、平成 23 (2011) 年以降、転入数が転出数を上回る社会増の傾向が 続いており、平成 25 (2013) 年以降は、毎年 3,000~4,000 人の増加がみられます。



2 自然増減*

○ 自然増減*については、平成23(2011)年以降、出生数が死亡数の数を上回る自然増の傾向 が続いていますが、令和4(2022)年に自然増の数字は23人にまで減少しています。

■自然増減*の推移



出典:住民基本台帳(各年、1月1日現在)

(3) 将来人口

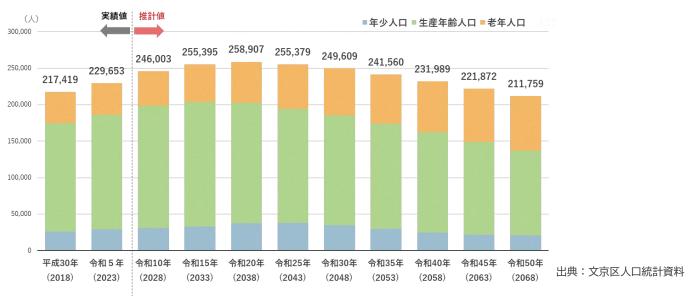
1 総人口

○ 今後の総人口は、直近の人口動態を踏まえるとともに合計特殊出生率*の回復を見込み、令和 20 (2038) 年頃までは人口増加傾向が続くと予想され、都市計画マスタープランの目標年次 である令和 12 (2030) 年には、約 24.6~25.5 万人に達すると推計されます。

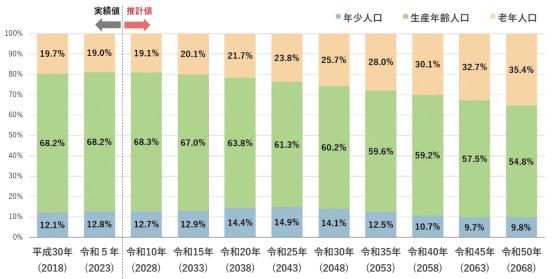
2 年齢別人口

○ 年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口は令和15(2033)年、年少人口は令和25(2043)年をピークに以降は減少傾向で推移する一方、老年人口は、引き続き増加傾向となると見込まれます。

■総人口の推計(各年、1月1日時点)



■年齢3区分別の構成割合の推移(各年、1月1日時点)



出典:文京区人口統計資料

(4) 文京区を訪れる人

1 昼間人口

- 文京区の令和2(2020)年の昼夜間人口比率をみると、147.3%で都心5区に次いで高い割合ですが、人口と昼間人口ともに増加しているため、その割合は平成27(2015)年から若干減少しています。
- 文京区内の地域区分(第5章参照)別にみると、いずれの地域も 100%を超えており夜間人口より昼間人口の方が多くなっていますが、なかでも都心地域の昼夜間人口比率は 316%となっており、働く場・学ぶ場としての性格が特に高いといえます。

■昼間人口と昼夜間人口比率(23区上位10位)

順	区	平成27((2015)年	令和 2 (2020)年		
位		昼間人口	昼夜間	昼間人口	昼夜間	
122		(人)	人口比率	(人)	人口比率	
1	千代田区	853,068	1460.6%	903,780	1355.4%	
2	中央区	608,603	431.1%	633,390	374.4%	
3	港区	940,785	386.7%	972,673	373.4%	
4	新宿区	775,549	232.5%	793,528	227.1%	
5	渋谷区	539,109	240.1%	551,344	226.1%	
6	文京区	346,132	157.5%	353,648	147.3%	
7	台東区	303,931	153.4%	307,176	145.0%	
8	品川区	544,022	140.6%	582,156	137.8%	
9	豊島区	417,146	143.3%	412,070	136.6%	

出典:国勢調査(平成27年、令和2年)

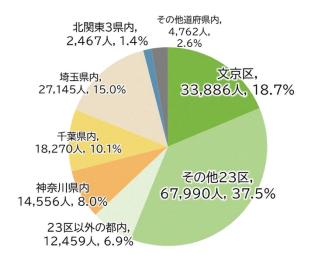
■地域別昼夜間人口比率の推移



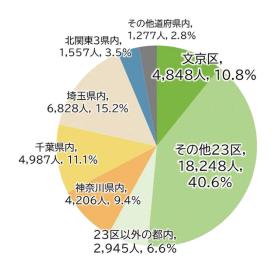
出典: 国勢調査(平成22年、平成27年、令和2年)

- 文京区に通勤・通学する人の定住元を見ると、通勤者の2割弱が文京区内に定住、約4割弱がその他の23区内に定住しており、ほとんどが1都3県から通勤しています。
- 一方、通学者は通勤者に比べて、北関東圏や隣接3県から通っている人の割合がわずかに高くなっています

■区内 15 歳以上就業者の定住地



■区内 15 歳以上通学者の定住地

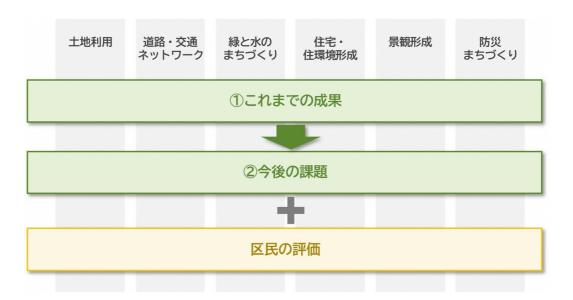


出典:国勢調査(令和2年)

1-3 まちづくりの成果と今後の課題

これまでのまちづくりの成果と今後の課題について、第4章部門別の方針で整理する、①土地利用、②道路・交通ネットワーク、③緑と水のまちづくり、④住宅・住環境形成、⑤景観形成、⑥防災まちづくりの6つの視点から整理します。

なお、区民等の視点からみたまちづくりの評価について把握するため、令和4(2022)年3月に実施した「区民意識調査」の結果についても、部門ごとに整理します。



参考

令和3年度文京区都市マスタープランの見直しに向けた 区民意識調査について

●調査概要

調査対象: 文京区内に居住する 18 歳以上の区民

標本数 : 2,525 標本 抽出方法: 無作為抽出

調査期間:令和4年2月28日(月)~令和4年3月11日(金) (11日間)

調査方式:郵送配布、回答は郵送または WEB 回答

有効回答数:733件(回収率:29.0%)

●調査項目

- ・区の魅力について
- ・区の取組について
- ・今後のまちづくりの進め方等
- ・個人属性

(1) 土地利用

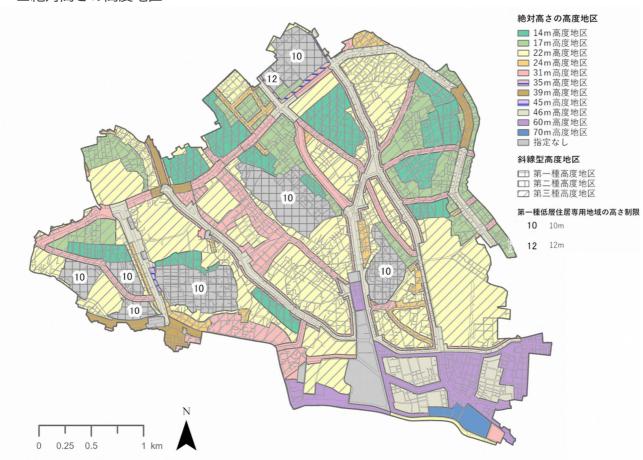
1 これまでの成果

- 地域地区*など土地利用に関する都市計画制度に基づいて、土地の 適切な利用を進めてきました。後楽二丁目地区では、令和3(2021) 年にまちづくり整備指針を改定し、市街地再開発事業*等や段階的 な市街地整備の実施に向けた検討を行っています。
- 春日・後楽園駅前地区では、土地の合理的利用、防災性の向上、交通利便性の向上などにより、にぎわいある拠点商業地を形成していくことを目的に市街地再開発事業*が進められ、平成30(2018)年に西街区、令和3(2021)年に北街区、令和5(2023)年に南街区の工事が完了しました。
- 良好で秩序ある市街地を形成するとともに、建築物の高さを抑えることで近隣紛争の防止や良好な住環境を保全することを目的に、平成26(2014)年に区のほぼ全域において建築物の絶対高さを制限する高度地区*を指定しました。



春日·後楽園駅前地区 市街地再開発事業*北街区

■絶対高さの高度地区*



出典:令和5年文京区都市計画図閲覧・検索システムより作図

2 今後の課題

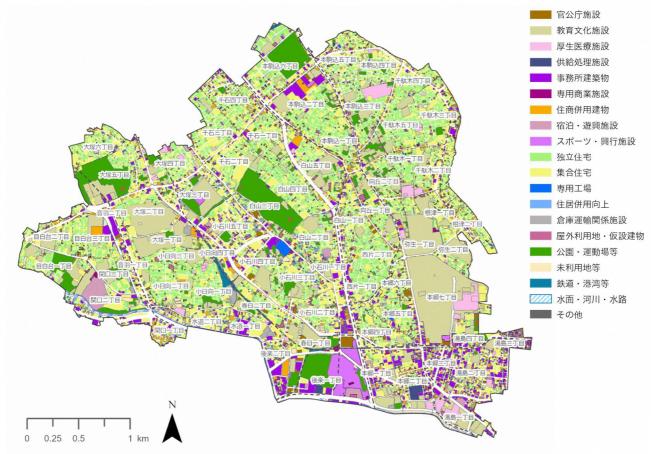
- 人の動向など区を取り巻く状況の変化に合わせた、都市の魅力を更に高めるための土地利用の 配置と誘導が必要です。
- 大学や病院など、大規模敷地における機能更新は、周辺のまちに与える影響が大きいとともに、 区全体としての魅力を高める重要な役割を担っています。必要に応じた都市計画の合理的な見 直しや地区計画*等の活用も見据えながら、周辺と調和し、地域の課題解決や魅力向上に資す る計画に誘導することで、地区の特性を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。
- 平成 26 (2014) 年に指定した建築物の絶対高さを制限する高度地区*については、様々な意見があり、長期的な視点で状況を注視していく必要があります。
- 湯島や後楽二丁目など行政界をまたいで一体的・連続的なエリアとして土地利用がなされている地区では、隣接区との連携を図りながらまちづくりを検討していく必要があります。
- 準工業地域*において、マンションなどの住宅の立地が進んだことにより住工混在が生じています。工場や業務機能を維持し、産業構造の変化やデジタル化への対応など時代に対応した産業基盤を形成するとともに、住宅については、配置や緑化などにおいて住環境向上を図り、工場と共存していく必要があります。

■土地利用の変化

		平成23年 (ha)	令和 3 年 (ha)	增減数 H23~R3
	官公庁施設	7.8	6.7	-1.1
公共	教育文化施設	183.3	182.0	-1.3
	厚生医療施設	17.1	21.9	4.8
	供給処理施設	2.6	2.6	-0.1
商業	事務所建築物	59.6	57.6	-2.0
	専用商業施設	4.3	4.0	-0.3
	住商併用建物	49.6	51.0	1.4
	宿泊・遊興施設	12.0	10.2	-1.8
	スポーツ・興行施設	12.4	12.9	0.5
住宅	独立住宅	231.0	222.6	-8.4
圧七	集合住宅	184.1	200.8	16.8
	専用工場	5.5	3.2	-2.2
工業	住居併用工場	11.2	7.7	-3.5
	倉庫運輸関係施設	9.2	7.1	-2.1
屋外利用	地・仮設建物	21.6	18.9	-2.6
公園、運動場等		81.2	82.4	1.3
未利用地等		13.7	12.7	-1.0
道路		213.9	215.3	1.4
鉄道・港湾等		4.1	4.2	0.0
水面・河	川・水路	5.0	5.0	0.0
総計		1129	1129	

出典:各年東京都土地利用現況調査GIS*データより算出

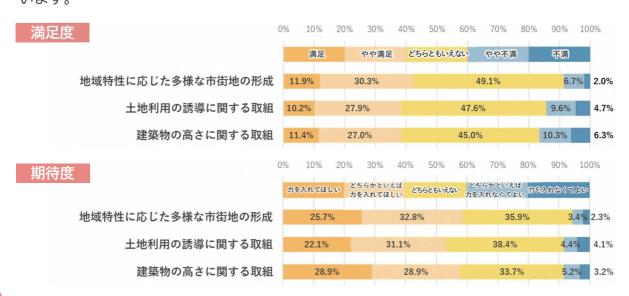
■土地利用現況図(令和3年)



出典:令和3年土地利用現況調査

◆区民の評価◆

土地利用に関する満足度は、いずれも「どちらともいえない」の割合が半数近くを占めていますが、期待度については、いずれの項目も「力を入れてほしい」の割合が5割を超えています。

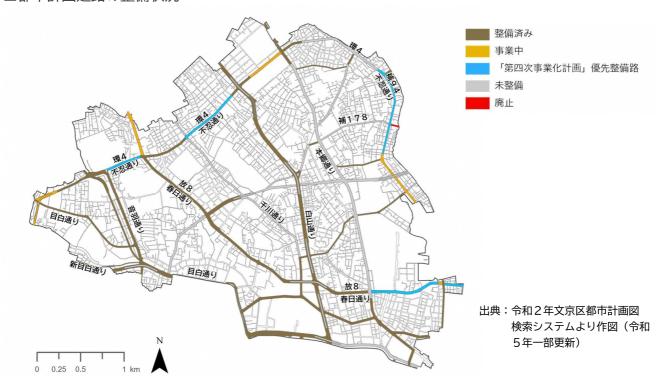


(2) 道路・交通ネットワーク

1 これまでの成果

- 骨格的な主要交通ネットワークとなる主要幹線道路として、環状4号線、放射8号線、補助94 号線で都市計画道路の整備が進められています。一方で、補助178号線の一部区間については、 都市計画道路の必要性が低いことが確認され、廃止されました。
- 文京区バリアフリー基本構想に基づき、歩行空間における段差の解消や幅員構成等の見直しによる区道のバリアフリー*化を進めてきました。
- 細街路*拡幅は平成2 (1990) 年から事業を区内全域で開始し、令和4 (2022) 年度までの33 年間で整備延長は約80 km、年間平均で約2.4kmの事業実績となっています。

■都市計画道路の整備状況



■生活関連経路に指定された区道*の バリアフリー*整備率

※一次経路及び歩道のある二次経路



出典:「文の京」総合戦略 R5年度戦略点検シート

■細街路*拡幅整備率・整備延長



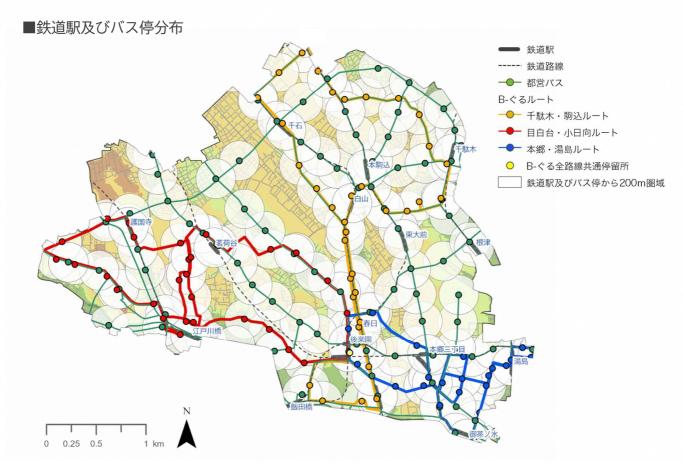
出典:「文の京」総合戦略 R5年度戦略点検シート

- 国道や都道を中心に自転車通行空間*が整備され、複数事業者と自転車シェアリング*事業の協定を締結するなど快適な自転車通行環境の充実に取り組んできました。
- コミュニティバス*「Bーぐる」は、新たに「目白台・小日向ルート」、「本郷・湯島ルート」 の運行を開始し、区西側や都心地域における比較的交通が不便な地域の解消に取り組んできま した。

■自転車シェアリング*事業の会員登録数



出典:「文の京」総合戦略 R5 年度戦略点検シート

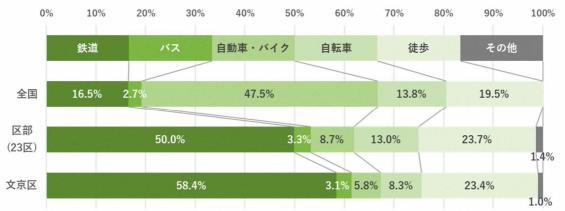


出典:B-ぐるマップ、地理院タイル (標高タイル) を加工して作成

2 今後の課題

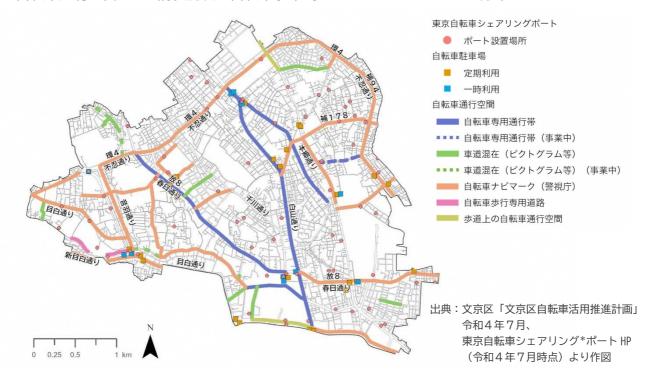
- 都市計画道路未整備区間においては、自動車交通量や社会情勢等を踏まえ、適切な見直しを 図っていく必要があります。
- 主要幹線道路や生活幹線道路など、歩行空間が十分に確保されていない道路では、安全かつ 快適な道路にするために歩行空間の拡幅整備を進めていくことが必要です。さらに、道路を 車中心から人中心の空間として、人々が集い、交流できる場へと転換していくため、沿道も 含めた歩きたくなるデザイン整備などに取り組んでいく必要があります。
- 区内の鉄道等の公共交通網は充実しており、区民の交通手段としては自動車よりも自転車の 占める割合が大きくなっているため、自転車のルール順守やマナー向上を図るとともに、自 転車通行空間*の整備や自転車駐車場の充実など、快適で安全な自転車利用環境の形成を図っ ていくことが必要です。

■代表交通手段分担率



出典:2018 年東京都市圏 P T調査結果、平成27 年全国都市交通特性調査より作成

■自転車通行空間*の整備状況及び自転車駐車場・シェアリングポートの分布



- 多様な移動ニーズに対して様々な交通手段の充実による利便性の向上を図っていくとともに、 コミュニティバス*においてはそれに加え、令和3(2021)年度に新設した本郷・湯島ルート の認知向上を図っていく必要があります。
- 文京区内の年間の交通事故件数は減少傾向にありますが、自転車が関与する事故の割合は増加しており、マイクロモビリティ*を含めた交通安全対策が必要です。

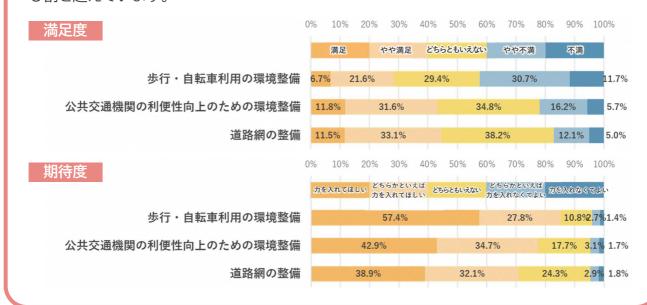
■区内の交通事故件数と自転車関連事故割合



出典:東京都「警視庁交通年鑑」より作成

◆区民の評価◆

道路・交通ネットワークに関する取組では、「公共交通機関の利便性向上のための環境整備」について半数近くの区民が満足しています。一方で、「歩行・自転車利用の環境整備」については、不満を感じている区民が4割を超え、今後の取組としての期待度も高く8割を超えています。



(3) 緑と水のまちづくり

1 これまでの成果

- 『文京区みどりの基本計画』に基づき地域特性に応じた緑の保全及び緑化の推進を図っていくため、緑化指導、屋上緑化助成、生垣助成のほか、保護樹木や樹林育成については補助制度を拡充し、平成24(2012)年度と比較して平成30(2018)年度は緑被率*が0.3%上昇しました。
- 文京区みどりの保護条例に基づき、緑化計画制度により 200 ㎡以上の敷地における緑地確保 を誘導し、屋上緑化率は平成 24 (2012) 年の 1.3%から平成 30 (2018) 年には 2.2%に上昇 しました。令和4 (2022) 年度末現在、保護樹木は 690 本、保護樹林は 29 箇所を指定してい ます。
- 春日・後楽園駅前地区等の再開発では公開空地*や緑化の整備が進められました。

■緑被率*の推移



出典:第8次文京区緑地実態調査

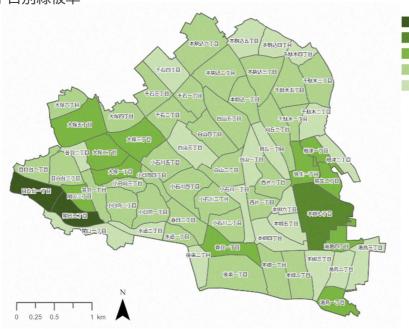
■屋上緑化面積と屋上緑被率*の推移



40%以上 30%以上40%未満 20%以上30%未満 10%以上20%未満 10%未満

出典:第8次文京区緑地実態調査

■町丁目別緑被率*

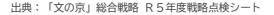


出典:第8次文京区緑地実態調査

- 『文京区公園再整備基本計画』に基づき、各公園で地域との意見交換会等により地域や利用者のニーズを把握しながら平成 25 (2013) ~令和4 (2022) 年度までに 34 園の公園を再整備してきました。
- 市民緑地制度*により一般公開されていた「千駄木ふれあいの杜」は、平成 28 (2016) 年に区立公園として開園しました。
- 神田川沿いにおいてポケットパーク*を整備しました。
- 下水道の整備と神田川の整備と維持管理により、神田川の水質改善に努めました。また、須藤 公園と肥後細川庭園の湧水と池泉を再整備しました。
- 公園等連絡員、区民管理等の制度により、多くの公園で区民等と区の協働による維持・管理に 取り組んでいます。

■再整備等を実施した区立公園等一覧

	Market 1 × =			
	教育の森公園	駕籠町公園		
平成30年度	真砂児童遊園	白山公園		
十成30千度	関口一丁目児童遊園	大塚窪町公園		
	根津二丁目児童遊園			
△ 和二左座	六義公園			
令和元年度	大観音児童遊園			
令和2年度	お茶の水公園	西片二丁目児童遊園		
7744 4 15	小石川一丁目児童遊園	根津二丁目第二児童遊園		
	西片公園	森川町児童遊園		
令和3年度	小石川四丁目児童遊園	白山四丁目児童遊園		
	本駒込一丁目第二児童遊園	本駒込二丁目児童遊園		
令和4年度	神明都電車庫跡公園	水道一丁目児童遊園		
714年度	久堅公園	千駄木三丁目第二児童遊園		
令和5年度	白山四丁目第二児童遊園			





須藤公園



肥後細川庭園

■区民参画による管理運営制度の概要と実施公園数(令和4年7月1日時点)

①公園等連絡員制度 【119 園中 56 園で実施】

個人に委嘱し、公園内外の巡視、利用者の実情把握、適正利用の推進、施設等の点検、事故等の連絡が行われている。

②区民管理制度 【119 園中 45 園で実施】

区民管理団体と区が協定を締結し、公園内の清掃及び除草・ゴミの分別・利用者の実情把握、施設等の点検、事故等の連絡などの活動が区民によって行われている。近年、区民団体の高齢化に伴い、樹木の剪定など、区民の手の届かない管理内容については、区が支援している。

③自主管理花壇 【119 園中 14 園で実施】

文京区が管理する公園、児童遊園等における区民による自主的な花壇づくり。

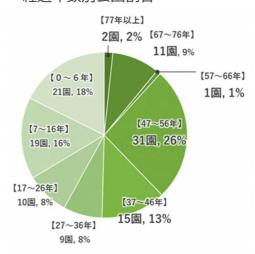
④文京区みどりのサポート活動

区民が花壇のデザイン、植栽、手入れをする「公園ガーデナー」や区が開催する緑化事業のボランティア等を行う「緑化事業サポート」など緑環境維持、向上を目的とした活動を提供している。

2 今後の課題

- 公園の再整備が着実に進められているものの、依然として開設または大規模改修から30年以上経過した公園が半数以上残っています。高齢化の進行などによって公園の利用の仕方が変化するなか、民間活力を生かしながら、利用者のニーズに合った公園の再整備や公園サービスの向上が求められます。
- 文京区における一人当たりの公園面積は、1.04 ㎡と 23 区の中でも低い割合ですが、今後、さらに人口増加 が予測されるなかで公園は限られた面積となること から、公園再整備における立体公園制度の活用検討や、 民間の開発等に伴うオープンスペース*の確保などを 誘導し、公園機能を補完していく必要があります。
- 緑視率*は減少傾向にあり、小規模住宅密集地で低い値になっています。

■開設または大規模改修からの 経過年数別公園割合



出典:文京区「文京区公園再整備基本計画」 令和4年3月

■緑視率*の推移



出典:第8次文京区緑実態調査

■公園再整備計画対象公園の整備状況

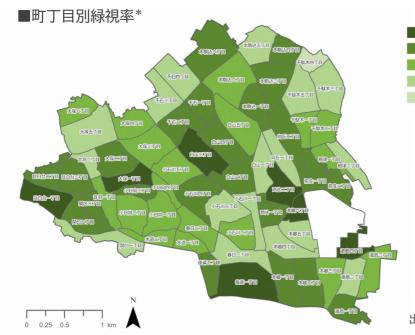
(都立公園と占春園を含まない)

項目		令和3年	平成24年
公園数	(園)	119	118
平均面積	(m ²)	1972	1976
最小面積	(m ²)	53	26
最大面積	(m ²)	30381	30381
1人当たりの公園面積	(m ²)	1.04	1.16
身近な公園面積率	(%)	2.08	2.06

出典:文京区「文京区公園再整備基本計画」令和4年3月

20%以上

15%以上20%未満 10%以上15%未満 5%以上10%未満 5%未満



出典:第8次文京区緑地実態調査より作図

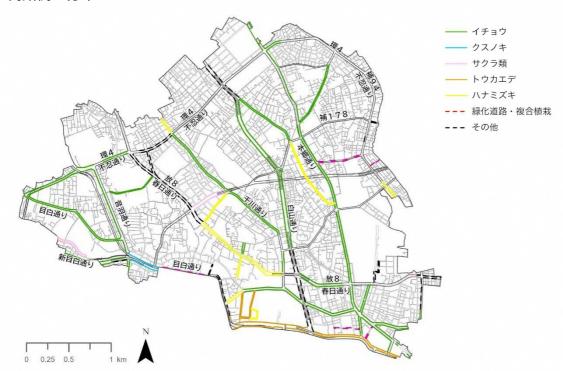
- 緑被率*は増加していますが、緑は潤いのある美しい都市環境の形成や、ヒートアイランド現象*の抑制、生物多様性*の確保、ウェルビーイング*の向上などにおいて、重要な役割を果たしていることから、区民等と区が協働して緑の保全や緑化の推進に取り組むことが必要です。
- 主な道路では多様な樹種の街路樹が整備され、みどりのネットワークを形成していますが、街路樹や保護樹木の老木の増加に対応した、計画的な更新や適切な維持管理をしていく必要があります。
- 神田川や池泉、湧水などの親水空間*の整備 と適切な維持管理により、市街地に潤いを与 える水辺空間の質の向上を図る必要があり ます。

■街路樹の推移



出典:第8次文京区緑地実態調査

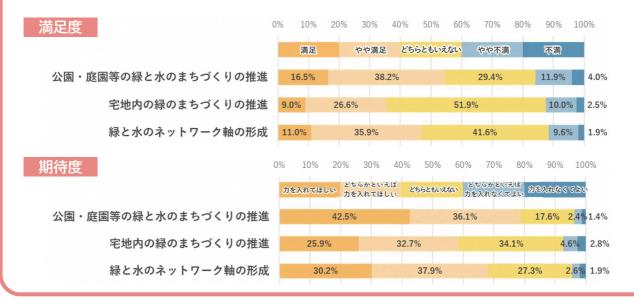
■街路樹の分布



出典:第8次文京区緑地実態調査より作図

◆区民の評価◆

緑と水のまちづくりに関する取組については、特に「公園・庭園等の緑と水のまちづくりの推進」の満足度が5割を超えています。期待度についても8割程度と高い状況となっています。



(4) 住宅・住環境形成

1 これまでの成果

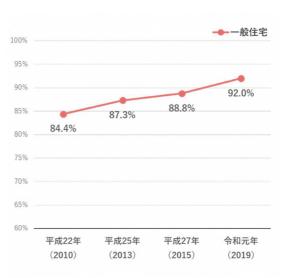
- 住宅総数は平成10(1998)年の約9万戸から、平成30(2018)年で約14万戸まで増加し、量的な充足は図られています。
- 『文京区耐震改修促進計画』に基づく耐震診断や耐震改修により令和元(2019)年度末に おける一般住宅の耐震化率は92.0%で、平成22(2010)年と比べ約7.6%上昇しました。
- マンションの適正な管理の促進に向けて、長期修繕計画作成費助成、劣化診断調査費助成などの助成制度や、マンション管理士派遣などの相談事業の充実を図ってきました。
- 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整のため、紛争予防条例に基づくあっせんや中 高層建築物及び開発事業における建築計画の事前周知を図ってきました。
- 高齢者、障害者等への住宅施策については福祉施策として文京区地域福祉保健計画に位置 づけ、平成 27 (2015) 年から文京すまいるプロジェクト*を開始、平成 29 (2017) 年には 文京区居住支援協議会を設置し、住宅確保要配慮者*の入居支援、居住支援に取り組んでい ます。

■住宅ストック*の推移



出典:住宅・土地統計調査(各年)

■耐震化率の状況



出典:文京区「文京区耐震改修促進計画」令和3年

■マンション管理適正化支援制度の実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	
マンション管理セミナー	60	78	33	37	37	参加人数
マンション管理士派遣	29	27	10	18	18	
分譲マンション管理個別相談	18	20	23	12	13	
マンションアドバイザー制度利用助成	3	0	0	1	0	
分譲マンション管理組合設立支援	4	5	0	0	0	平成30年度から実施
マンション長期修繕計画作成費助成	5	9	14	30	23	平成30年度から実施
マンション劣化診断調査費助成	6	6	7	14	24	平成30年度から実施
マンション共用部分改修費助成	0	4	5	5	2	平成30年度から実施

出典:文京区都市計画部概況(各年)

2 今後の課題

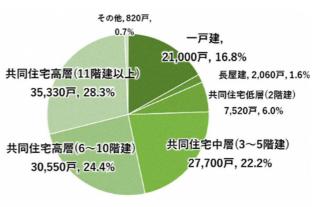
- 単身世帯が全体の6割まで増加していることや、各世帯においてライフステージの変化に伴う住み替え意向が多いことなどから、多様な住宅ニーズに応じた既存住宅ストック*の有効活用が望まれます。
- 文京区は、総世帯の約8割が共同住宅で暮らしており、都市や地域社会を構成する重要な要素ともなっています。一方で、建物の高経年化や居住者の高齢化の進行により、管理組合の機能低下や管理不全に陥るマンションの増加が懸念されています。今後想定される高経年マンションの建替えや空き住戸化などの問題に対応するためにも、管理不全の予防、適正な維持管理の促進に向けた体制づくりを検討していく必要があります。
- 地域の中で、戸建住宅、マンション、民営借家共同住宅等が調和を保って共存し続けるため、地域資源やつながりを生かし、防犯・防災、生活環境等に配慮しながら、快適に安心して暮らせる住環境を形成し、育んでいく必要があります。
- 近年、多発している集中豪雨や台風等による災害が懸念されるなか、原因である気候変動に対して、オフィスビルや住宅で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指すZEB*、ZEH*、ZEH-M*など、環境に配慮した建築物が求められます。

■世帯構成の割合の推移



出典:国勢調査(各年)

■建て方別の住宅割合



出典:住宅・土地統計調査(平成30年)

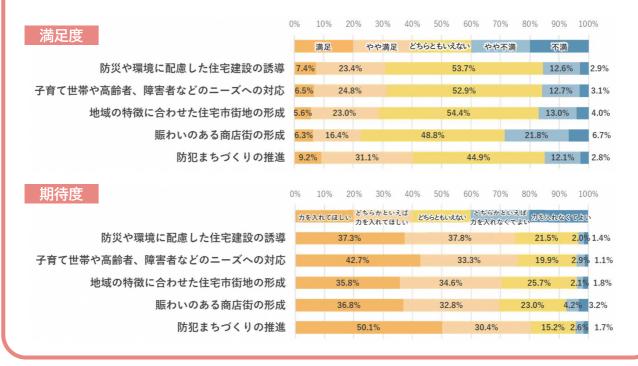
■建築年代別の住宅戸数



出典:住宅・土地統計調査(平成30年)

◆区民の評価◆

住宅・住環境形成に関する取組については、「防犯まちづくりの推進」に関する満足度が高い一方、「賑わいのある商店街の形成」については、不満を感じている区民が多くなっています。期待度については、全体的に7割以上と高い状況です。



(5) 景観形成

1 これまでの成果

- 文京区は、平成 25 (2013) 年 5 月に景観法*に基づく都との協議を経て、景観行政団体*へ移行しました。
- 『文京区景観計画』の策定及び届出・景観事前協議により、区の魅力を生かしたきめ細かな景 観づくりを推進しています。
- 根津地区を景観形成重点地区に指定し、地区ごとに限定基準を設けることにより、先導的な景観形成の誘導を図っています。
- 平成 13 (2001) 年度から実施されている都市景観の表彰制度「文の京景観賞」では、令和 3 (2021) 年度までに計 1,664 件の応募があり 70 件について表彰を行いました。
- 「まち並みウォッチング(まち歩き)」や区内在住・在学の小学生と保護者を対象にした写真 撮影講座「文京パチり」など景観への関心を高める取組を実施してきました。

■地区限定基準

出典:「文京区景観計画」(平成25年)

■「文の京」景観賞



湯島天満宮

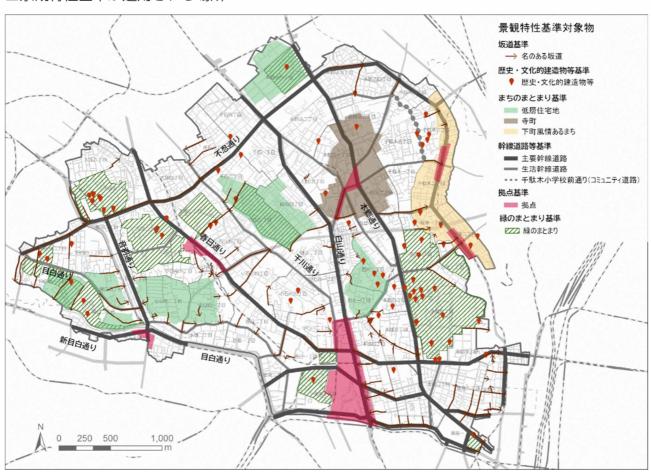


本郷給水所公苑

2 今後の課題

- 文京区は歴史を経た緑が豊かで、また風景の奥行きを深くしている坂も多くあります。これらはともに文京区らしい景観を形成する要素であり、今後も継承していくことが望まれます。
- 良好な景観形成のため、住民や事業者からの理解や協力が得られるよう、景観法*に基づく、 事前協議制度等を通じ、指導を行っていくことが必要です。
- 歴史・文化的資源などの建築物の建替えにあたっては、以前の建物の趣等を感じさせるデザインとするよう誘導するなど魅力の保全に努めていくとともに、それらを生かした地域ごとの個性によりまちの回遊性を高めていくことが重要です。
- 大規模敷地においては、景観まちづくりの先導的な役割を果たすことから、歴史的・文化 的景観や緑化等の保全、敷地外周部の設え、良好なスカイライン*の形成などの誘導をして いくことが求められます。
- 地域により個性の異なる景観を次世代へと引き継いでいけるよう、継続的な景観啓発による区民等の景観に対する意識向上を図っていくことが必要です。

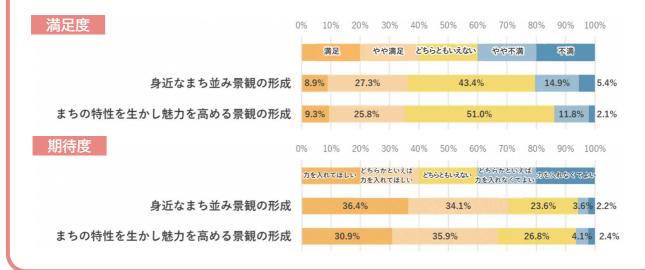
■景観特性基準が適用される場所



出典:「文京区景観計画」(平成25年)より作図

◆区民の評価◆

景観形成に関する取組の満足度は、いずれも4割弱で、今後の取組としての期待については7割程度と高くなっています。

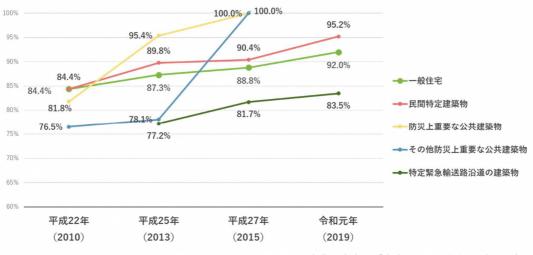


(6) 防災まちづくり

1 これまでの成果

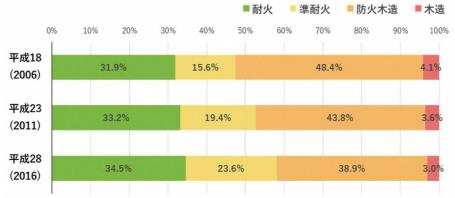
- 『文京区耐震改修促進計画』に基づき耐震化が進められ、防災上重要な公共の建築物の耐震化率は平成 27 (2015) 年に 100%に達成したほか、一般住宅や特定緊急輸送道路*沿道の建築物でも耐震化が着実に進められています。
- 平成 26 (2014) 年 12 月に大塚五・六丁目地区を不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)*に指定し、震災時に延焼の危険性が高い老朽建築物の建替え・除却の促進を図り、不燃化を進めてきました。
- 東京都が土砂災害防止法*に基づき土砂災害警戒区域*等を指定したことを踏まえ、洪水ハザードマップ*・高潮ハザードマップ*や土砂災害ハザードマップ*等を作成し、水害及び土砂災害のリスクや避難行動に関する意識啓発をするとともに、被害を未然に防止するため平成 26 (2014) 年から崖等整備資金助成を行っています。
- 宅地開発や中高層建築物等の建設に伴う雨水流出抑制(浸透・貯留)施設*の整備促進や東京 都との連携による下水道整備も進めてきました。

■耐震化率の推移



出典:文京区「文京区耐震改修促進計画」令和3年3月

■耐震化率の推移

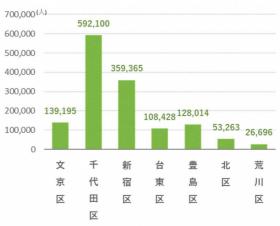


出典:土地利用現況調査(各年)

2 今後の課題

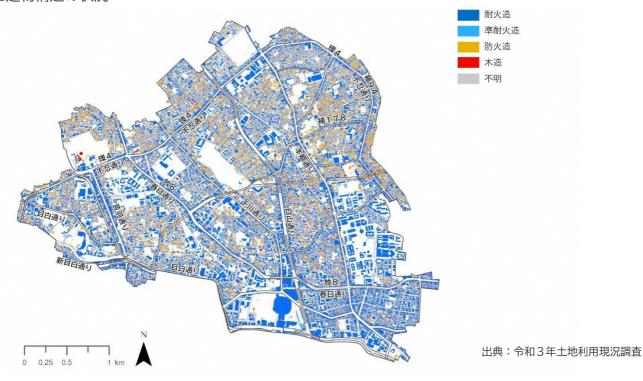
- 近い将来、首都直下地震などの大規模な地震 の発生が懸念されるなか、引き続き、住宅市 街地を中心に耐震化・不燃化対策を進めてい く必要があります。
- 大学やレクリエーション施設など区外から も多くの人が来訪する施設がある文京区は、 およそ 14 万人の帰宅困難者*が発生すると 想定されているため、一斉帰宅の抑制や一時 滞在施設の確保等の帰宅困難者*対策を進 めていくとともに、エネルギーの確保など被 災しても各地域で自立して生活しつづけて いくための基盤を整えていくことが必要で す。

■文京区と隣接区の帰宅困難者*数の予想



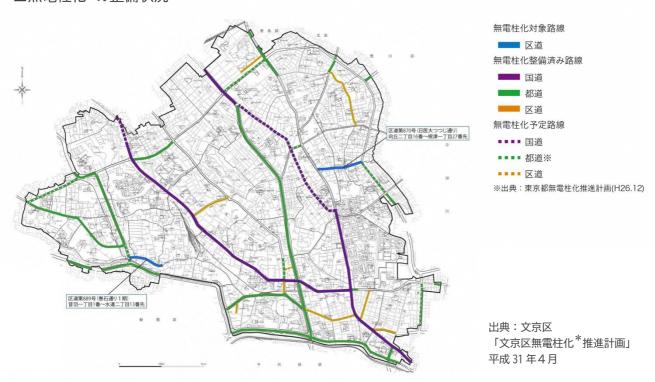
出典:東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」 令和4年5月25日公表

■建物構造の状況



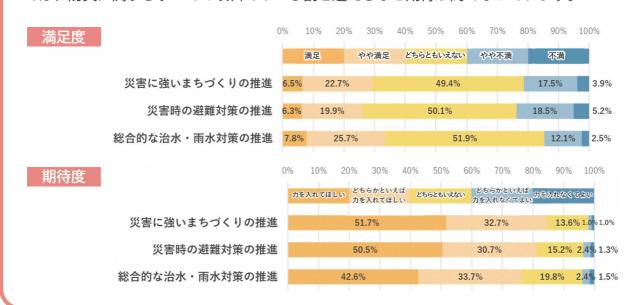
- 緊急輸送道路*を中心に、無電柱化*を推進していくことが望まれます。
- 世界的な気候変動に伴う異常気象が多発するなか、河川によって台地が刻み込まれた地形のため、崖地が多い文京区では土砂災害に対する事前の対策を進めていくことが重要です。
- いざ災害が起きても被害を最小限にとどめ、今あるコミュニティを維持しながら適切かつ速やかに復旧・復興できるよう、事前復興まちづくり*を進めておく必要があります。
- 近年、多発している集中豪雨や台風等による水害のリスクが高まる中で、その対策や対応を進めていくことが重要です。

■無電柱化*の整備状況



◆区民の評価◆

防災まちづくりに関する取組の満足度は3割前後ですが、今後の取組としての期待については、防災に関するすべての項目で7~8割を超えるなど期待が高くなっています。



1-4 東京における文京区の位置づけ・役割

東京都は、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向け、都市づくりの基本的な方針等を示した「都市づくりのグランドデザイン」*を平成 29 (2017) 年 9 月に策定し、これを踏まえ、令和 3 (2021) 年 3 月には「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*(都市計画区域マスタープラン)」を改定しています。ここでは、東京都の都市づくりの考え方を整理したうえで、東京における文京区の位置づけと果たすべき役割を整理します。

(1) 都市づくりの基本的な考え方

1 東京都の考え方

都市計画区域マスタープランでは、高度に成熟した都市として、AIやIoT*などの先端技術も活用しながらゼロエミッション東京*を目指し、地球環境と調和を図り、持続的に発展していくことを理念に、グローバルな人・モノ・情報の活発な交流を促進し、新たな価値を生み続ける活動の舞台としての東京のブランド力を高め、世界中から選択される都市を目指すこととしています。

そこで分野を横断する8つの戦略を設定し、先進的な取組を進めていくこととしています。

■都市づくりの戦略

- ① 持続的な成長を生み、活力にあふれる拠点を形成
- ② 人・モノ・情報の自由自在な交流を実現
- ③ 災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築
- ④ あらゆる人々の暮らしの場の提供
- ⑤ 利便性の高い生活の実現と多様なコミュニティの創出
- ⑥ 四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築
- ⑦ 芸術・文化・スポーツによる新たな魅力を創出
- ⑧ デジタル技術を生かした都市づくりの推進

② 文京区の役割

文京区は、歴史と文化、交通の利便性、庭園などの緑、神田川などの水辺空間、防犯性が高く閑静な住宅地及び医療機関の集積といった資源を最大限に活用・継承し、質の高い都市空間を形成していくことが望まれます。また、都市再生や開発に関する様々な制度を活用しながら拠点などの持続的な更新を図るとともに、大学や研究機関等の集積による豊かな人材を生かし多様なイノベーション*を創出していくことが望まれます。

(2) 都市構造の考え方

1 東京都の考え方

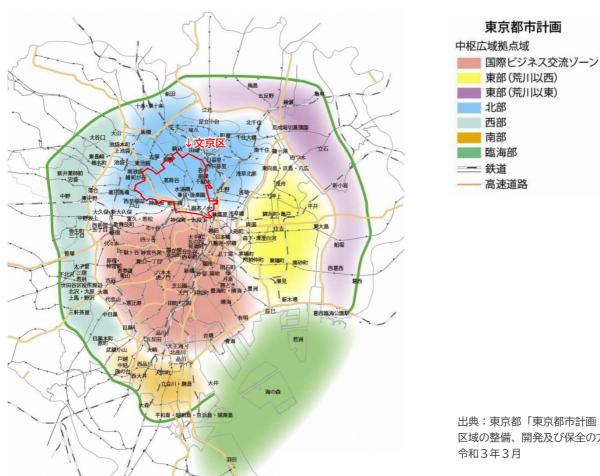
都市計画区域マスタープランでは、東京を広域レベルと地域レベルの二層の都市構造を示すこと により、都市活力の維持・向上と快適でゆとりのある都市生活を両立していくこととしています。

広域レベルでは、人・モノ・情報の自由自在な移動と交流を確保することでイノベーション*の源 泉となる挑戦の場を創出してくため、概成する環状メガロポリス構造*を更に進化させ、「交流・連 携・挑戦の都市構造」の実現を目指すものとしています。

なかでも首都機能や広域的な経済機能を担っていくため、高次な都市機能が集積する広域交流の 要を「広域拠点」として、特に区部中心部については、高密な鉄道網等、都市基盤が充実した日本の 中枢機能を支える「中枢広域拠点」として位置づけることが示されています。この「中枢広域拠点」 内では、多様な特色を有する拠点や地域の形成を図るとともに、それぞれが個性を発揮しながら、 人々の交流の場を形成し、東京の魅力を向上させることが示されています。

さらに、拠点間を結ぶ道路・交通ネットワークの充実を考慮し、個性やポテンシャルを生かしなが ら、都市機能の更なる集積を図っていくことや、河川・崖線*などの自然地形や公園・緑地などと一 体となった厚みとつながりのあるみどりの充実とともに、みどりの量的な底上げと質の向上を推進 していくことが示されています。

■都市づくりのグランドデザイン*における地域区分(4つの地域区分と2つのゾーン)



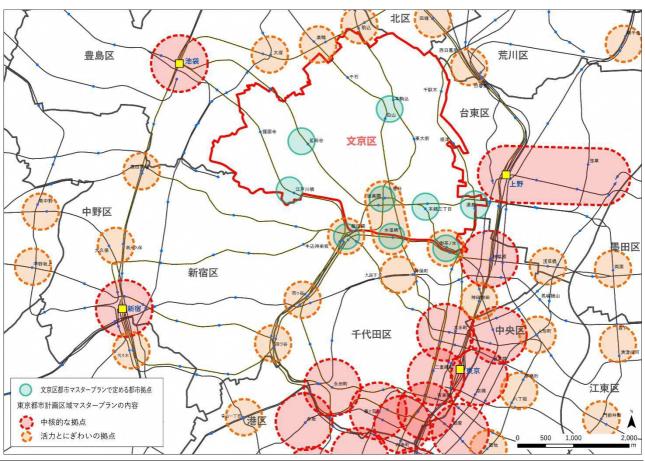
出典:東京都「東京都市計画 都市計画 区域の整備、開発及び保全の方針*」

2 文京区の役割

文京区は、全域が「中枢広域拠点域」に位置づけられており、文京区の特徴である大学や医療機関の集積を生かした拠点や、都心に近い閑静な住宅地や風情あるまち並みを生かした地域等を形成していく必要があります。

また区南側の一部は、国際的な経済活動の中心地としての集積・魅力を更に伸ばす「国際ビジネス 交流ゾーン」に位置づけられています。飯田橋や湯島は区をまたがって拠点となっているため、隣接 区と連携を図りながら、国際競争力強化に向けた機能の導入や交通結節機能*の強化と、複合的で高 度な土地利用を推進する必要があります。

■東京都市計画区域マスタープランにおける中核的な拠点及び文京区都市マスタープランで定める 都市拠点の位置図(参考)



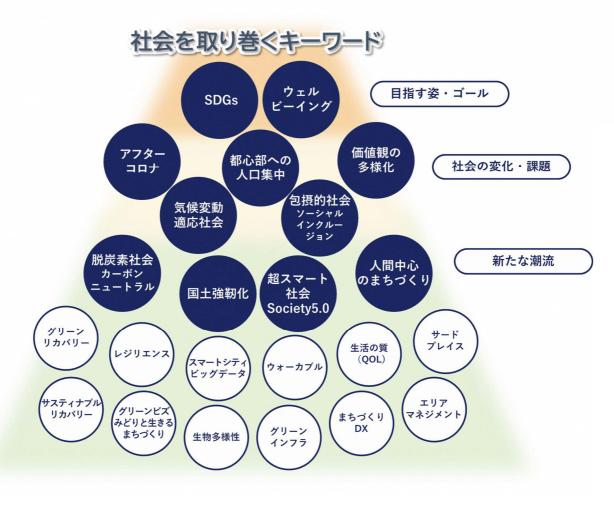
文京区都市マスタープランで 定める都市拠点		第3章「3-2 まちの将来構造(1)将来都市構造」に位置づけられている9つの都市拠点。
東京都市計画区域	中枢広域拠点	高密な鉄道網等、都市基盤が充実した区部中心部に日本の中枢機能を支える広域拠点。 (文京区は、全域が中枢広域拠点に位置する。)
	国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点の内側に位置する国際的な経済活動の中心地として の集積・魅力を更に伸ばすゾーン。
	中核的な拠点	鉄道ネットワークの高い結節性を持ち、広域的な観点から、高度な 都市機能の集積を図る拠点。
	活力とにぎわいの拠点	中枢広域拠点域において、従来の生活拠点等に加え、都市機能の集 積状況を踏まえ、これまで位置づけのなかった鉄道乗車人員の特に多 い駅周辺等。

1-5 まちを取り巻く新たな潮流

地球規模での環境の変化や激甚化・頻発化する大規模な自然災害、価値観の多様化など、社会の変化に伴う都市が抱える課題に加え、デジタル技術革新、人間中心のまちづくりなど、持続的なまちづくりの実現に向けた新たな潮流が生まれ、都市を取り巻く状況は大きく変化しています。

都市マスタープランでは、以下に示すような社会情勢の変化を踏まえ、これらを取り巻く都市政策 分野における動き(社会を取り巻くキーワード)に目を向けながら、まちづくりを進めていく必要が あります。

ここでは、将来に向けて持続的な地域社会を構築するため、令和6(2024)年3月の『「文の京」 総合戦略』においても考慮している①SDGs*と、新たな潮流として②人間中心のまちづくり、③ 脱炭素社会*、④国土強靭化*、⑤超スマート社会*について整理します。



※各用語の解説は附属資料「5用語解説」を参照

- ① 持続可能な開発目標(SDGs*)に向けた都市整備分野の取組の推進
- 持続可能な開発目標(SDGs*)は、先進国・途上国を含むすべての国が、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指すため、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択されました。
- 令和 12 (2030) 年までの達成を目指し、17 のゴールとその課題ごとに設定された 169 のター ゲット (達成基準) が掲げられています。
- ■持続可能な開発目標(SDGs*)における17の目標



出典:国連広報センター

■文京区都市マスタープランが関わるゴール



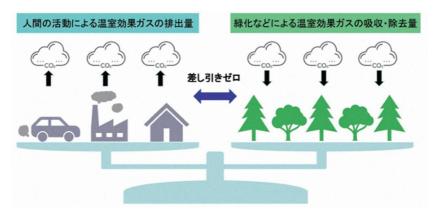
② 人間中心のまちづくり ~ライフスタイルの多様化と生活の質*の確保~

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅勤務・テレワークが急速に進展し、自宅での活動時間の増加、公園等の利用者の増加など、人々の生活様式が大きく変化しました。これにより、人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方(ライフスタイル=生活様式・営み方)が多様化しています。
- テレワークの普及により、場所や時間にとらわれない自由度の高い働き方が定着し、都心から近隣県の郊外への住み替えの動きがみられるほか、オフィスの在り方にも変化が生じています。また、プライベートを重視する傾向が進み、生活の質*(Quality of life)の向上に対するニーズが高まっており、住宅の質や住環境の重要性、新型コロナ危機をきっかけにゆとりある屋外空間の価値が再認識されたことも相まって、居住地の都市環境の重要性が高まっています。
- このように持続可能で暮らしやすい社会に向け、都市の理念が効率性から人間性・充足性へと変化するなか、人間中心の社会を形成し、人々が身体的・精神的・社会的に『良い状態』、すなわちウェルビーイング(Well-Being)*を実感できるまちづくりが求められています。

③ 脱炭素社会* ~2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の強化~

- 二酸化炭素などの温室効果ガス*の排出により、地球温暖化が進んでおり、それに伴う気候変動によって、世界各地で気象災害の激甚化・頻発化が深刻となっています。また、気候変動による影響は、生態系にも変化をもたらし、農産物や海洋水産資源への影響も出ています。
- このようななか、国は令和2(2020)年10月、温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル*を目指すことを宣言し、その実現に向けて温室効果ガス*46%削減(2013年度比)を目指すことが表明されており、脱炭素化の取組を加速化するため都市づくりにおいても脱炭素化の取組が求められています。
- 都は、令和3(2021)年1月、都内温室効果ガス*排出量を令和12(2030)年までに50%削減(2000年比)すること、再生可能エネルギー*による電力利用割合を50%程度まで高めることを表明しました。
- 文京区も、2050年までにゼロカーボンシティ*を目指すことを表明しており、その実現に向けて、文京区の特性に合わせた地球温暖化を抑制する「緩和策」の推進とともに、地球温暖化の中を豊かに生きていくための「適応策」もあわせて取り組むことが求められています。

■カーボンニュートラル*



出典:国土交通白書 2022

④ 国土強靭化* ~首都直下地震や気候変動に備えた地域強靭化~

- 首都直下地震の発生確率は、今後30年以内に70%程度と予想されるなど、大震災に対する切迫度は高まっています。また、近年、超大型台風や線状降水帯の発生による集中豪雨の襲来など世界的な気候変動の影響で異常気象が激甚化・頻発化しており、大規模自然災害の発生リスクの高まりが懸念されます。
- このため、震災や風水害といった複合的な災害への備えと被災後の復興への備えにより、地域社会が災害にあっても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を備えた都市の強靭化が求められています。

■国土強靱化*の取組

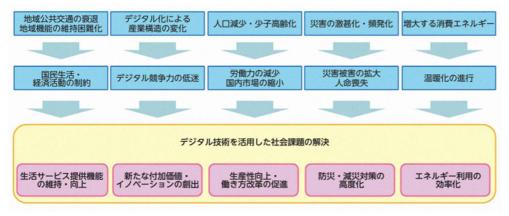


出典:内閣官房ホームページ「国土強靱化* すすめよう災害に強い国づくり」

⑤ 超スマート社会* ~Society5.0*の実現に向けたデジタル化~

- 国は、平成28(2016)年1月に策定された「第5期科学技術基本計画」において、ビッグデータ等の先端技術を活用したサイバー(仮想)空間*とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムとして「超スマート社会*(Society5.0*)」を提唱しました。
- まちづくり分野においては、IoT*、人工知能(AI)など先端技術の活用により、生活サービス提供機能の維持・向上、新たな付加価値・イノベーション*の創出、生産性向上・働き方改革の促進、防災・減災対策の高度化、脱炭素社会*の実現に向けたエネルギー利用の効率化等を図っていくことが期待されます。

■直面する課題とデジタル化の役割



出典:国土交通白書 2023

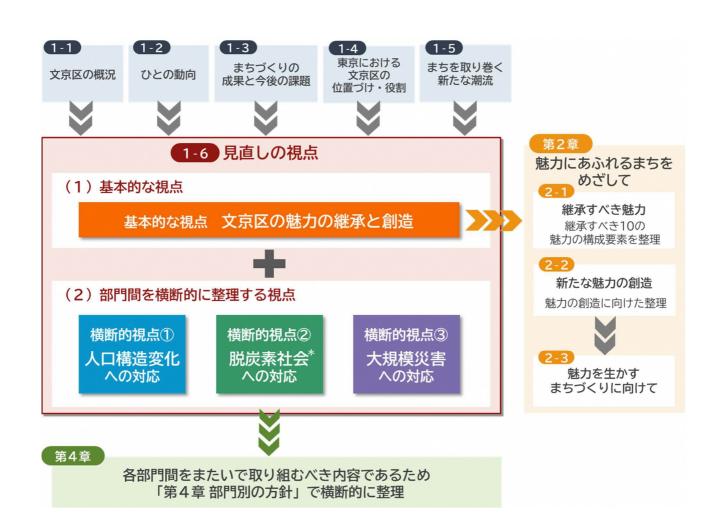
1-6

見直しの視点

文京区が持つ特性や社会潮流を踏まえ、見直しにあたっては、区民等が愛着を感じ、他の都市にはない住みやすさ・働きやすさ・学びやすさとともに誇りと親しみを一層感じることができるよう、地形や歴史・文化など、今の文京区が形成されるに至った区の魅力を強みと捉え、それらを最大限に生かしたまちづくりを検討していきます。

さらに、時代の変化に伴い生じる、まちの課題に対しても、区の魅力を活用・創造しながら解決していくことで、総じて区の価値を高め、持続的で選ばれるまちになるよう見直しを行います。

また、第4章であげる部門別の方針間をまたがる横断的な3つの視点として、人口構造変化への対応、脱炭素社会*への対応、大規模災害への対応を掲げ、整理することで各部各課の連携を図ります。なお、デジタル化に伴う効率的・効果的なまちづくりやグリーンインフラ*の活用による自然環境を生かした社会資本整備など、社会の変化に伴う様々な動きに留意しながら、総合的に最善の計画となるように検討していきます。



(1) 基本的な視点

基本的な視点である「文京区の魅力の継承と創造」については、第2章で文京区の魅力の構成要素や特徴、それら魅力を生かすために考慮すべき基本的事項を整理したうえで、「第3章 まちづくりの目標と将来構造」「第4章 部門別の方針」「第5章 地域別の方針」「第6章 実現化に向けて」の見直しを行います。

基本的な視点 文京区の魅力の継承と創造

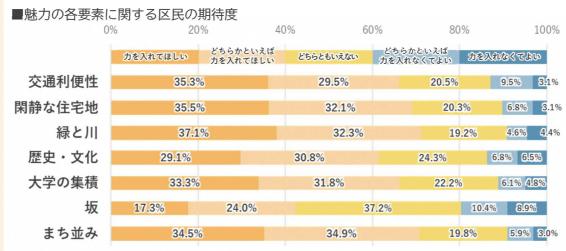
● まちの魅力をまちづくり全般にわたって生かす

文京区の都市環境は、立地や歴史、地形などが組み合わさり、独自の魅力を有しています。これらの魅力は、都市機能を支え、個性を発揮させ、住む、働く、学ぶ、訪れる場所としての価値を高める重要な役割を担っています。

このため、時代の変化に伴いこれらの魅力が次第に喪失してしまうことがないようにするため、まちの魅力をまちづくり全般にわたって生かし次世代に継承していきます。

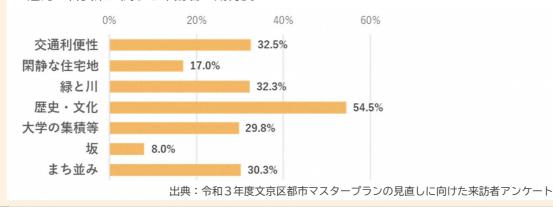
● 時代の変化に合わせた新たな魅力の創出

また、これまで培ってきた魅力に、SDGs*、Society5.0*、グリーンインフラ*、人中心のウォーカブル*なまちづくり、及びエリアマネジメント*などの新たな概念を組み合わせて、時代の変化に合わせた新たな魅力を創り出し、それらの魅力を区内外に広く発信することによって、交流の機会を広げ、地域を活性化していくことが望まれます。



出典:令和3年度文京区都市マスタープランの見直しに向けた区民意識調査

■魅力の各要素に関する来訪者の期待度



(2) 部門間を横断的に整理する視点

第4章・部門別の方針の見直しにあたり、①人口構造変化への対応、②脱炭素社会*への対応、③ 大規模災害への対応の3つの視点については、各部門をまたいで取り組むべきものであるため、横 断的整理を行い、各部各課の連携を図りながらまちづくりを進めます。

横断的視点① 人口構造変化への対応

● 人口増加が続く中でも生活の質*を向上させる

バブル期の人口減少から、様々な取組や都心回帰により人口が回復しました。全国的には 人口減少傾向となっていますが、都心への集中傾向は続き、文京区は今後も 15 年程度は人口 が増加していくことが想定されています。

人口密度が上がっても、区民一人ひとりの生活の質*を向上させるため、緑の量と質の向上、 道路・公園や公開空地*(オープンスペース*)の活用による居心地の良い屋外空間の創出、 公共施設整備や生活利便性を維持・向上させるための施設整備などが必要です。

● 近い将来訪れる人口減少社会を見据える

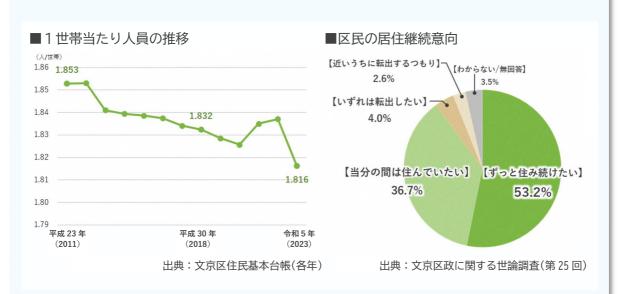
文京区では、令和 20 (2038) 年をピークに人口減少社会が訪れると予測されています。その時にも住む人に選ばれる都市であるために、住宅の量的拡大から質への転換や、ゆとりある住宅地の保全・創出、交通利便性の高い駅周辺の高度利用、デジタル技術の活用による都市基盤の効率的な維持・管理等を今から進めていくことが必要です。

● 多様化する生活様式に対する都市の密度を生かした対応

グローバル化やデジタル化、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活様式は多様化し、それに応じて住む場所や事業を行う場所が選択されるようになってきています。

また、生活の質*が重視されるようになったことや、少人数世帯化、単身世帯や高齢者だけの世帯の増加などの変化が生じています。

人や事業者に選択される、成熟した文化的に豊かな暮らしや、活力ある経済活動が行われる都市となるよう、ポテンシャルが高い地域での都市機能の集積、ひと中心の歩きやすい空間や自転車利用環境整備、交流を創出するための官民一体となった公共的空間の整備・活用が必要です。



横断的視点② 脱炭素社会*への対応

● 建築物の整備による緩和策の推進

文京区では、国のカーボンニュートラルの実現に向けた宣言を踏まえ、2050年までに二酸 化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを令和4(2022)年2月に表明しました。文京区の二酸化炭素排出量をみると、民間事業者や各家庭など民生部門に占める割合が全体の約8割を占めており、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けては、これら民間事業者や個人に対しての取組を促進していくことが重要です。

そのため、それぞれの建築物における断熱・気密・日射制御性能の向上などの省エネルギー、太陽光発電や太陽熱、地中熱などの再生可能エネルギーによる創エネルギーや蓄エネルギー、コージェネレーション*や地域冷暖房*などの効率的・面的なエネルギー利用の導入や持続可能な木材利用の促進が必要です。

交通環境整備による緩和策の推進

文京区は地下鉄の利便性が高く、日常生活を徒歩や自転車で過ごせるため、自家用車の利用数が少なく、運輸部門での排出量が少なくなっています。今後もこの環境を維持・向上させるため、公共交通機関や徒歩・自転車の利用環境の維持・向上を図る必要があります。また、文京区内を通過する自動車による二酸化炭素排出量の削減を図るため、幹線道路等の整備が必要です。

気候変動時代に対応した適応策の推進

気候変動により深刻化する温暖化や局地的豪雨等に対して、建築敷地や道路での雨水流出抑制、緑化の推進によるヒートアイランド*の抑制、治水・土砂災害対策の推進などの適応策に取り組んでいく必要があります。



横断的視点③ 大規模災害への対応

● 建築物や施設の整備、土地利用の誘導による防災・減災対策

近い将来、発生が予想される大規模災害に対し、各建築物の耐震化や不燃化を進めるとともに、特に地域危険度の高いエリアや崖、浸水のハザードエリア等に焦点を当てた対策や、延焼遮断帯*や緊急輸送道路*など災害時に重要性の高い機能の確保を着実に進めていく必要があります。

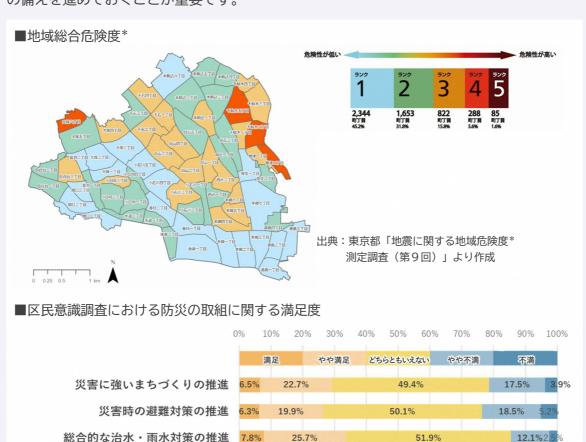
災害にあっても都市活動が継続できる自立した都市づくり

人口密度が高く、業務・教育施設が多い文京区では、避難所*等への避難者や帰宅困難者*を最小限にすることが、施設の不足や過密等によるリスクを防ぎ、区民一人ひとりの安心・安全にもつながるため、戸建住宅、マンション、オフィス、学校、商業施設等の建築物の種類や規模に応じ、それぞれの建築物において在宅避難や帰宅困難者*対策の機能向上を進めていくことが重要です。

また、災害にあっても都市活動が継続できる自立した都市を目指し、戸建住宅、マンション、オフィス、学校、商業施設など建築物の種類や規模に応じ、再生可能エネルギー*等の活用によるライフライン*機能の確保など、自立分散型エネルギー*システムの構築を推進していくことが求められます。

● 被災後もしなやかに回復できる事前復興対策

被災後も適切かつ速やかに回復できるしなやかな都市復興を目指し、平時から関連データを収集し、事前にまちづくりの手法や優先順位を検討しておくなど、復興に向けた事前の備えを進めておくことが重要です。



出典:令和3年度文京区都市マスタープランの見直しに向けた区民意識調査